

に府下志村の雑貨商に實父直接依頼して住込し處僅四日目に附近のセルロイド會社より受取れる三十餘圓を携帶し赤羽方面へ逃走し更に板橋附近を徘徊中所轄警察署の手に舉げられしが實父に實父を迎へ共に歸宅して再び主家に歸る事を肯せず。其後十三歳の二月板橋町字平尾の一洋菓子店に住込み店番の傍ら子守をなす内又もや店の賣上より二圓五十錢竊取せし爲め遂に解雇されしが恐ろしき繼母の許には暫しだも居堪らず赤羽或は板橋と浮浪する事約一週間にして幸ひ實父に發見されし時は飢渴と疲勞より顔色憔悴見る影もなき有様なりき。實父は更に彼を日暮里の某ベンキ屋に住らせしが斯る仕事を好まぬ彼は居る事十二三日にして飛出し不安に驅られ乍らも歸宅せしに幸ひ繼母は二度目の分娩迫れる爲め本所の某妊娠婦保護所に入院中なりしより始めて我家に住む安き心に歸り得たり斯くして荒み切つた彼の心は流石の實父すら思案に暮れ彼を知る人は勿論警察に於ても見放す程落ちつく處迄行かねば止まぬ勢なりしが實父の慈愛籠れる優しさ教誡と眼前に惡魔の聲を聽かざる心の安住とは頑是なき彼心のを浴し實父の未明より夕刻に至る留守の間も能く異母弟の面倒に餘念なかりき。

一、保護経過

保護開始大正十四年四月三十日
現在保護中

第一回 本年四月二十八日板橋警察署より彼を引取に際し司法主任始め並居る防犯係の口より洩れし最初の言葉はあれは到底物にはなるまい警察でも彼には匙を投げて居るの一言なりき自分には餘りに荷が重も過る様だと思ひ乍らもやる處迄やらうと深く決心して當時浮浪の彼に就き親し

く調査すべく彼の家庭を訪問せしに生憎實父は日暮里へ出向不在妻女は分娩期の爲め本所の某施療病院へ入院中とて止を得ず萬屋と云ふ家主に就き實父の家庭彼の環境等を尋ねしに日頃親切に彼の一家を世話し居ると見え彼の一家に對する同情淺からず彼に就ても徒に攘斥するに止らず、出來得るならば誤れる環境より彼を救ひ出したき義侠的態度さへ想見せらる斯くする内計らずも行方不明とのみ思ひ居りし、彼を其家に見出し更に眼の當り異母弟を能く子守りする姿に少からず意外の感に打るゝと共に是なら未だ脈があると心密に喜悦の情禁じ得ざりき。

第二回 其翌日警察の呼出に應じ出頭せる實父を我家に伴ひ彼に就ての詳細を聽き尙實父としての意見を質すに彼を中心とする家庭の渦巻に精根を盡し居れる實父は只々慨嘆するのみ果ては不本意乍ら感化院收容さへ希望する旨申出せり、繼母を見る瞬間顔色を變る程恐るゝ彼女も分娩を終りて間もなく歸宅する故又々彼を一日母の手に委するは餘りに不安にて落付て仕事も手につかずと泣く乍りの實父に深き同情を寄せ、自分も今後其心配を負擔する旨云ひ聞せ歸宅せしむ。

第三回 五月五日東京府兒童研究所に於ける診査には年齢 11^{1/2} 歳 心齢 7^{1/2} 歳 知能指數 67 と云ふ「到底複雜な仕事は不可能故自然に親しむ百姓の如き極て單純な仕事に就かしむるを要す」との注意を受く。

第四回 尚協議會の結果感化院收容を見合せ、更に精査の必要上今一二週間瀧野川學園に收容

の事に決定せしも、彼は學園を豫て聞く感化院と誤信し宿泊を肯せざるより止を得ず、連日一里半の自宅より通園せしむる事にし七日より引續き通園せしむ。

第五回

再び五月十三日の協議會に於て、實父の親しく陳述する處に依れば通園勉強以來漸次本人の態度良好にして往復三里の道も更に厭はず繼母に對しても柔順なりと。

第六回

其後も引續き朝は同園の禮拜時間迄には必ず遅刻せず、一日勉強して夕方は道草もせず歸宅する様になり、只時折通り途なる自分の宅に立寄り休息するのみ、斯くして日を重ねるに従ひ今迄其姿を見るも忽ち顔色を變へたる彼も、朝出るに先ち繼母の命に従ひ必ず、雑巾掛庭掃除等を日課の如く行ひ、歸宅すれば繼母の肩を叩く等生れ變れる如き、其態度に實父の喜悅は、今更に彼に對する繼母の叱言も三度は二度二度は一度と少くなり、年に似つかぬ彼の小さな心遣に憎しみの情も漸次薄らぐに至れり。更に或時は學園のおやつに出るお菓子を彼のみは決して食せず、大事相に持ち歸る有様に其何故なるやを尋ねれば家の弟にやる爲めなりと答ふるにより、更に彼の分として別に菓子を與へしもの迄持ち歸る其心には、少しでも母よりやさしき待遇を受けたき可憐な情に園長始め渺からず、彼の立場に同情せられたり、されば日々の往復にも其最も好める活動寫眞の強い誘惑にも心を惹れず、學園に於ける勉強にも興味を覺えてか、自分の家に立寄る毎に「今日はこんな算術を習ひたり」とか「今日は此畫を描きたり」とか「今日は此問題が出て悉く正解なり」とか如何にも喜びに堪えざるものゝ如く、實父の歸路を待受ける

折等には復習に餘念なかりき。

第七回

斯くて彼の心も大體落付たるより、第二段として學園長より瀧野川停留場側に極て善良なる靴店あり、久しき前より小僧を學園に申込中なる旨承知し、尙主任より周到なる指示を受け、次の如き條件 一、當分の間學園に於て午前中勉強する事。二、正午より夕方迄靴店に通勤見習の事。三、學園にて勉強中は夜學園にて宿泊の事。四、毎週一回位歸宅せしむる事を以て、實父を同伴靴店の主人に面談交渉せし處快く條件全部を容れ更に單なる雇傭關係に止らず本人將來の獨立安定に對し、出來得る限り面倒を見る旨回答を得大に意を強ふす。更に自宅に於て實父彼三人列座の上右に對する彼の意嚮を質せしに學園に宿泊して通ふならば就職する旨承諾せしも、尙飽く迄本人の意志を尊重して更に歸宅の上熟考せしむ。斯くて彼の決心定りしより本人を同道し改めて靴屋主人に紹介し、早速其日の午後より通勤せしむ。

第八回

其後八日程經て靴屋の妻女に就き彼の仕事振を聞けば毎日必ず正午より通勤四時半迄能く主人の言を聞き仕事も熱心にして六月四日の第一日より既に仕事場に入り靴の釘を抜き或は糊付をなし、客に對して世辭を振舞ふ等此儘ならば結果必ず良好ならんとの吉報なりき「先づ將を得んと欲すれば其馬を射よ」の筆法にて彼に對する平素の指導を深謝し今後も一層目を掛けて下さる様にと極力彼女の心に訴ふる所あり。此靴屋の主人は約二年前より、特殊兒童の職業教育に志せる程にて彼に對する職業的指導も實に周到にして

利害關係を超越して彼の誘導に努め彼も亦與へらるゝ時間と仕事は忠實に守り且つ果す故益々主人の意を得て訪問する毎に彼の評判は愈よく、「漸次平易な仕事より解説して將來は此方面にて、必ず獨立出来る様仕込たき」抱負をも洩せる程なりき。

第九回 斯くして家庭への接觸と執着とより最初は毎週一回は歸宅せしめ來りしが漸次仕事への力を集中せしむる機を造る必要あり、月に二度となし更に月に一回と定め其代り其休日には實父、或は主人交々帶同して荒川遊園、日比谷公園、上野動物園に樂しき一日を送らせ心行くまゝ慰安を與へ来るべき休日を樂しみに彼の心をして勉強と仕事に專注せしむる事に努力せり。實父も現場よりの歸路立寄毎に彼に就ての近狀を逐一報告し多年彼に對する、苦慮も漸く報ひられんとして日々の勤も自ら愉快なる旨繰返し其親としての限りなき慈愛の發露には自分も共々彼の前途を祝福すると共に漸く危險區域を脱したる感あるも、尙油斷は禁物なる旨實父に說き置けり。

第十回 本人の自重學園——主人——實父——自分、斯る保護網の裡に月を經する事四ヶ月彼の心も漸く安住不動の域に達せしと思はれしに將に青天霹靂の不祥事出來せり、九月二十三日は瀧野川の祭禮にて年に一度の事なればとて主人より小使二十錢を得て、神樂及茶番を見物する内、此頃知合ひし附近の一友人に出遭ひ夕方小使の内十錢にて菓子を買ひ、七時頃残り十錢にて子供洋食のびふてきを求めなどして遊び暮し、友人は九時頃歸宅し本人は尙居残りて見物し漸く歸園すべく心付きたる時は既に十時半にて平素より氣の弱き且

つ指數の示す如き極て低い頭脳の持主なる彼には進んで遅参を謝する丈の理智的判断と氣力なき爲め、只々主人や學園の叱責を恐るゝ餘り、或は巢鴨驛附近或は板橋驛附近を徘徊して、三日間を飢餓と不安の裡に過し漸く雨中瀧野川、萬歳館前に佇めるを實父に發見され、不敢學園へ歸園せしめ改めて彼と實父を自宅に招じ過去に於ける彼の成績に對する學園の苦心、主人の信賴、實父の満悅も一朝にして裏切れしほそも——何に因るやを深く本人に反省せしめ、今回の動機及其行動の逐一に就き詳細聽取するに「時間に遅れ叱責を恐るゝ」單なる心の動搖より外他意なきを知り、且つ再び謝罪して靴屋へ歸りたき決意を示したるにより、改めて主人に對し彼の不始末を陳謝し、今回彼の爲せる行爲も餘りに祭禮の面白きに心奪はれ本能の命する儘理性を失へる行動に出し事にて頭の極て低き彼としては寧ろ同情すべき點あれば、尙彼の意志も再び主家に歸りたき情意より今回の舉に出でしを主人渺からず恐縮し多少銳氣を殺がれし觀あり加ふるに妻女頗る難色ありて、此期に際し彼を引取り又々脱線さればはとの杞憂より一縷の望も漸く絶へなんとする有様に尙極力主人の三省を求む曾ては彼を中心とせる歡談に時を移せる實父も昔日の元氣なく、彼を讚嘆せる聲は忽ち冷眼白視と變り學園の一隅に只管謹慎の日を送れる彼の淋し氣な孤影を見るにつけ正に一葉落ちて天下の秋を知る觀を深くし吾人をしてつくづく保護の難きを二嘆せしむ。

ケース
番號 第 號

別性 女

保護着手 當時年齢 十三歳

一、住居及環境

諸處縫轉して定住の地なし。

二、家族狀況

弟 本人	實父 五〇 同	實母 一三 同	續柄	年齡	健否	職業	月収入	教育程度
			四五	死 亡	僧侶	病院炊婦	食事付一五圓	中等教育 小學卒業 尋三中退 等二在學

一、血族狀況

實父は大正七年肺結核にて死亡、父方血族なし。母方兄二人、妹一人あり身心異常なし

一、學校狀況

東京市淺草區田島町小學校第一學年に入學中、實父死亡の爲め、山梨縣に歸國し、其後尋常科第三學年の中途迄修學せり。

一、要保護事由

實父生存中は淺草區田島町某寺内に一家安全な生活を營み居たりしが、本人K子八歳の時不幸實

父は肺結核症に罹り遂に死亡し、止むを得ず其寺を出でゝ郷里山梨縣に歸國し、實母は弟を伴れて或る病院の炊婦に住込み、K子は母の兄の許に預けられたるも伯父は三人の子供迄ある中を妻と離別し後妻の手にて共々に養育される身となり、年の長するにつれて性不良となり、小學校にても筆墨月謝等を窃取せる事あり、十一歳の時實母の許に返さる。母は月十五圓の手當より五圓を弟の食費として差引かるゝが如き有様なれば到底手許にて養育し難きを以て、或知己の紹介にて東京神樂坂附近の電燈裝飾店に子守として上京させたるが、夜尿、搔拂ひ、浮浪等の不良行爲あり、K警察署に捕へられ、國元に本人の身柄に就て問合すも母の現狀として引受けたるも實子多く、又生計餘り裕福難なればとて亡父と異父同母の義兄弟に當る叔父某が府下瀧野川町に在住する事を報じ其處置を託し來れり。義の叔父S氏は止むを得ず、K子を自宅に引取りたるも實子多く、又生計餘り裕福ならず、依つて本郷M町のF洗濯屋に子守に遣るも夜尿をなし、又近くの神社、寺堂の賽錢を盜む等にて解雇され、歸宅後再び逃亡してF家に夜遅く忍び入り三圓、一圓、五十錢と三度盜出せし事あり、S警察署に届出られ、要保護兒童として報告されたり。

一、保護經過

保護着手 大正十二年六月下旬
保護打切 大正十三年三月中旬

第一回 大正十二年六月下旬義叔父方にて前記K子の生立を調査し、更に東京府兒童研究所にて知能検査を行ふ(年齢十一歳八ヶ月、心齢八歳一ヶ月、指數七〇)

第二回 児童鑑別會の結果はK子の身上止むを得ず、感化院に託するより外に方法なきが如きも當時女子感化院、婦人ホーム共に滿員の爲め事情を具し再び義叔父S氏に預る事となす。

第三回 K子委託後數日は別條なかりしが町内八幡社の祭禮に際し無斷家出し、歸宅遅れし爲め
歸り悪くなり其儘外泊せしとの報あり、家庭訪問將來を諒め置けり。

第四回 同年七月上旬、家庭訪問其後二三回無断家出して家人を困らしたりしが、去る日瀧野川
町内某家の牛乳を盗み出し、浮浪中の飢渴を醫やし居る所を附近の子供等に見付られて
四方より圍繞され嘲笑され泣き居たる所を偶々同町T氏の夫人が見聞し、かねてS氏方
に於ける本人の事情も知悉し衷心より此れを同情し、取敢えず同家に預けらる事となり
し由を聞き及び。本員はS氏並びにT家との間に介在して相互の諒解を得て正式にT家
(主人は保険會社外交員、妻は家庭裁縫指導實子一人)にて養育さるゝ事に取計らへり。
第五回 七月中旬家庭訪問せるに其後本人は少しの不良行爲もなく、又境遇の變化より氣分も餘
程明るくなり、從來最も陰鬱な風貌なりしが一見して笑顔すら現はし、時々貰ふ小遣錢
も決して買喰ひ等に費やすず、既に一圓餘の貯金をなせりとの事にて本員も其結果良好
を喜びたり。

第六回 第七回 八月上旬、八月下旬家庭を訪れし時は家人と共に田舎に轉地避暑中にて不在。
S家を訪れT家の厚意を謝し今後一層K子の爲めに協力されん事を話せり。

第八回 九月中旬、大震災後の家庭慰安に訪問せるに幸ひに被害も僅少にして、一家無事なりし
を喜台へり。

第九回 十月上旬、震災後の世間の騒々しさにつれて、平素の家庭的緊張味を缺ける點もありし
を喜台へり。

爲めか、最近K子は夜尿をなす事あり又強情なる舊性を發揮するに至れり稍々持餘しの
有様となれるが、K子に懇々説諭するのみならず、T家にも精々注意保護を懇請し置け
り。

第十回 第十一回 第十二回 十月中再三家庭訪問、種々に教養上の事に就き懇談し合へり。又
S家にもT家の好意を感謝して本人の幸福を期せられ度き旨を注意せり。

第十三回 十一月中旬、性追々と淳良になりT家にても喜んで保護教養されつゝあり。

第十四回 第十五回 十一月より十二月までの間に於て度々家庭を訪れ、其結果を聽取するに、
K子の性行異常なく、又其生立境遇上に於て同情すべき点多々あれば、幸ひT家には本
年九歳の男子一人あるのみなれば、將來の話相手として愈々本人をT家に入籍養育致し
度き旨申出であり。本員としても大に之れに賛し、其手續きを進歩せんとする。而るにS
家に於て餘り之れを好まざるの風あるを内心訝かしく思ひたり。

第十六回 翌大正十三年一月上旬、計らざりきT家よりの急使あり、匆忙訪ればK子は昨冬來最も
萬般の成績良好なるを以て、正月の晴衣履物等も買與へ、一月三日には本員宅にも正月
年賀に來る豫定なりし所、二日T家の親戚に實子と年賀に行きたりしが、先方にて年玉
として、五十錢を與へらる、而るに其配分法に於て實子に三十錢、K子に二十錢を與へ
られし事が不満にて、歸途年少なる實子を先きに歸宅せしめ包袋の裏を破り、自身の年
玉袋に三十錢を入れ換へ平然として歸宅せるに實子の既に年玉を與へられし事を報じ置け

る事とて、其間の舉動を不思議に思ひ、差出せる年玉袋を檢して、眞否を正せし所此時眞實を告白し得ざりし、K子は遂に虛偽の申立てをなしたり、正邪を諭さんとせしも彼女は頑迷に自己の邪行を謝する事なく、性行舊に一變して最早やT家にても九份の功を一簣に缺けるの憾みあり。K子並に家人とも相懇談して辭去す。

自第十七回至第二十回 一月上旬より二月下旬迄種々K子を説諭し、家人と談合して保護の方法を講するも最早や性行惡化して、T家にても到底家庭に預り兼ねる有様となれり。

第二十一回 三月上旬、K子時々外泊して歸宅せざる事あるに及ぶ、一家心痛して、今後の處置、に就き來談あり。本員にも最後に考ふる所あれば、今一往の餘地を與へられん事を請ふて別る。

第二十二回 三月二日T家より來訪の翌日、日曜日を幸ひK子の實母の居住地山梨縣甲府市T町新道某家を訪れたるに實母は昨夏來本員並びにT家がK子の一身上に就て關係し居れる事は少しも知らず、唯々S氏の保護教養を受け居れる事とのみ信じ居たり。こはS氏が實母に對して自己の好意を賣らんとする惡意ある方策にて、爲めに昨冬T家がK子の入籍を申出でし時も之れに賛せざりし理由も氷解されたり。依て改めてK子昨夏來の事情並に近況を詳述し、茲に本員はT家從來の厚情に報ひ、尙實母が眞情を吐露して實子を訓誡する血もあり涙もある一場面こそ將來K子の爲めに幸福なる局面が展開さるゝ一轉機と信するが故に、萬難を縹合し是非近日中に上京され度き旨を傳へ、生活事情も洞察

して旅費の幾分を補助せんとて之れを與へ、漸く其意を得て即日歸京せり。

第二十三回 三月三日甲府に於ける顛末を報告せんとT家を訪れしに何ぞ計らん、K子は昨二日正月與へられたる晴衣及びT家の當座用金子數圓を盜出し、家人の不在中に突然外出して爾來行衛不明なりと聞き、啞々、難中至難の兒童保護の事業よと茫然たる久し。

第二十四回 早速當方の其後の事情を甲府の實母に通信す。

第二十五回 三月中旬甲府實母の名により左記の來信あり、

拜啓先日御出で被下候節は何の御愛相も不仕候へども御貴殿様にはむさくるしき弊屋をも御いとひなく態々御尋ね下され難有御禮申上旁々御詫申上候、扱て娘の儀に就ては其節御話の通り近日一先づ上京萬事御指示に従ひ娘の爲めにも私共身上の爲めにも何とか幸福に相成る様方法を定め度存居り候處娘K子には去る三日突然甲府驛に下車致し其後市内を浮浪して空家に熟睡中を警官に見付けられ警察署に留置され候、通知に接し取敢へず自宅に引取り候次第にて折角御貴殿の御心配も無駄に相成候事誠に殘念には御座候へども何共今更ら致方之れ無く候先は御禮旁々右御通知まで 草々敬具
以上の通知を受け、本員約一ヶ月の保護もかゝる結果を以て打切る事となる。

番號 第 號 別 性 男 番號着手當時年齡 十四歲

當時浮浪中の者にして定まりたる住居なく主に淺草公園觀音堂裏手なる小宮を根城とし雨露を凌ぎ居たるものにして、本兒は山形縣下の一寒村に生れ父兄は小作人なる由にて其の居住も平屋建四間位の粗末なる自家所有の農屋にして、家族六名居住し他人の同居なく周圍も同様農家の散在せる部落にして他は特記すべきものなし。

一、家族狀況

續柄	年齢	健否	現在職業	月収	教育程度	備考
實父	二二歳	健康	農業	不定	小學校卒業	
兄ノ妻	二四歳	同	同	ナシ	小學校四年修業	
次兄	一七歳	同	同	ナシ	小學校卒業	
本人	一四歳	同	ナシ	ナシ	小學校卒業	
實弟	一二歳	同	ナシ	ナシ	四年在學中	
實父	四歳	同	家事手傳	ナシ	ナシ	
實母	二歳	同	ナシ	ナシ	ナシ	
實父	死亡	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	
實母		同	ナシ	ナシ	ナシ	
實父		新聞チ見ル程度	ナシ	ナシ	ナシ	
實母		本兒十一歳ノ時死亡ス	本兒八歳ノ時死亡ス	本兒八歳ノ時入家十二歳 ノ時他ニ再嫁ス	本兒八歳ノ時入家十二歳 ノ時他ニ再嫁ス	

一、血族狀況

實父は多量の飲酒家にて本兒十一歳の折心臓麻痺にて死亡し、實母は本兒八歳の折胃癌にて四十

八歳にて死亡したり、實父の兄妹三人位ありたる由なるも本兒生前北海道邊に出稼に行きし儘音信不通にて其の後の様子不明なり母方の兄妹もあるらしきも母の生前本兒四歳位の折泊りに行きたることあるも其の後消息もなく不明なり祖父母も本兒生前死亡したる爲め、詳細覺へなきも本兒の知る範圍にては身心異常者もなく、尙長姉は隣村に嫁し圓滿なる生活を營み居れり。

一、就學する迄の狀況

本兒は本籍地山形縣下の一寒村に生れたれど、母親の慈愛の手にて母乳にて養育され五人目の子供にして發育等も良く歩行、言語等も誕生過ぎ頃につき順調に育ちたり然るに六歳の冬風邪より肺炎を起し臥床したるも幸に三週間にて全快したり。

一、學校狀況

通學年間	平均成績	操行	最良學科	最惡學科	備考
六年間	乙	乙	体操、圖畫	算術、讀方	轉校等ナシ

本兒の身境に於ける、激變の多かりしは實に此の通學期間にして、先八歳にして小學校に入學し通學中母親が胃癌にて死亡し淋しき生活中、本人八歳の暮近に繼母入家し來り其の後別に異變なく、毎學年を進級し得たりしに十一歳四學年にて實父心臓麻痺にて死亡し次で翌年十二歳五學年の折、繼母他に再婚の爲め去りたれど其の後何の變事もなく十三歳三月小學校を卒業せるものなり。

大正十三年十一月迄小學校卒業後實家に在り、兄の農業手傳中上京を思ひ立ち十一月上京府下寺島村の某建具製造業者の家庭に小僧奉公をなし、月二十錢乃至三十錢の小使錢を與へられ、翌四年二月迄同家に在り後無断飛出し浮浪し其の後保護経過中一度淺草邊の菓子屋に委託奉公せしめしも餘りに暇過ぎることにて一晩にて飛び出したるものなり。

一、要保護事由

本兒小學校卒業後家事手傳中上京を志し、十一月兄の金四圓餘り盜み無断にて飛出し無賃乗車して上京の途中福島驛にて發見され直ちに降車を命ぜられ郷里に送歸する、然るに上京したき念止み難く十日後再び無賃乗車にて來りたるも福島驛に至り再び發見され降車せしめられ止むなく徒步にて本庄迄至りしに阿部某農家にて救助され、三泊の後同人の知人なる前記建具製造業者に紹介され同家に小僧として住込み奉公中、小使錢も少く且つ使ひの歸りがおそしとの小言ありし爲め、同家が嫌になり翌年二月飛出し淺草を浮浪中、西巢鴨署員に檢束され市の保護所に收容され五月三十日保護所の委託兒として淺草の菓子店に奉公せしめられたるも餘りに用事なく暇過ぎるとして逃亡し再び淺草公園を浮浪中八月二十八日淀橋署に檢束されたるものなり。

一、保護経過

第一回 八月二十八日淀橋署より身柄を引受け保護方一切を引受け同日市の保護所に收容したり

第二回 収容中再び訪問し本兒に面會し調書を取り知る範圍を聞き尙希望等も聞取りたるに酒屋に奉公した旨申出ありたれば、知人の酒店主に交渉したるに雇入れたしとのことに交

渉まとまり。

第三回 九月八日非常に暑き日なり本兒を保護所に迎へに行き、今後の心掛等話し同道し四谷區

内の酒店に至り、主人夫婦に面接し今後を頼み歸りたるに主人方にては長い間の放浪生活に可成體も汚れ居れば理髪等せしめ且つ入浴せしむべく更衣せしめんとせしに、左の上膊に青刺刻あるに氣付きたりこれは眞面目な商人には大禁物にて人相悪しくして雇ひ難しとのことに店主自ら自轉車にて飛來り断はらる。

第四回 止むなく本兒を連れ歸り再び保護所に收容したり。

第五回 次で九月十八日成可希望する所に就職せしめたく、飯田橋府少年職業紹介所に本兒の紹介を依頼せしに連行されたしとのことなれば後日を約して歸る。

第六回 九月二十一日本兒を紹介所に連行すべく行きたるに去る十九日再び逃亡したり、依つて空しく歸る。

第七回 十月三日保護所員淺草公園巡回中保護所の服をつけたる本兒を認め連れ歸らる。

第八回 十月五日本兒に會ひ逃亡後の状況を聞取られたるに逃亡後淺草に至り、浮浪團の中に入り觀音堂裏手の小宮を根城となし空腹になれば附近蕎麥屋或は洋食屋より食を乞ひ、且つ不良團と共に淺草某病院内より鉛管を二度盗み一度は五十錢一度は三十錢にて肩屋に賣り買喰に消費したり彼等不良團は三十名位の一團にして互に不良行為を働き得たものにて相互扶助と云ふ如き組織のもとに生活をなすものにして、十月三日發見當時も四錢を

所持しトリモチを買ひ賽錢釣りを企てるところを發見されたるものなり。

第九回 其の後保護所に收容中十月十二日東京府兒童研究所にて本兒の審査を行ひたり。

第十回 十月十五日本兒を連行し兒童鑑別會にかけたるも年齢不明の爲め保留し置きたり、是より先本籍地に戸籍謄本交付を請求中なりしも未だ來らざる爲め再び請求せり、尙本籍實兄の許に本兒の上京前の状況を問合せたるも未だ回答なし、然るに二十三日漸く戸籍謄本送附あり年齢十四歳未滿なる故本府の手にて暫く感化院に入れ善化を待つより他に保護の方法なき爲め目下其の手續中なり。

番号 第號 別性 男 當時年齢 十四歲

一、住居及環境
家屋は木造平屋建四軒長屋の一端にて間數は二間、疊數は八疊内二疊を店舗とす、家賃十五圓、現在家族六人、家屋内外は低濕地、家具等不整頓にして極めて非衛生的にして附近一帶は所謂細民長屋及工場多く庭及室内裝飾等勿論なし。

一、家族狀況

續柄	年齢	健否	現 在 職 業	月 収	教 育 程 度	備 考
繼父	四四	健	鍛冶職	約八〇圓	尋常二年程度	
實母	三三	否	駄菓子商	約四〇圓	同三年程度	
異父弟	四六	同	ナシ	ナシ	同五年在學中	實母ノ連レ子
			ナシ	ナシ		
			シシ	シシ		
			ナシ	ナシ		
			シシ	シシ		
			未就學	同		

一、血族狀況

繼父方には兩親なく二兄、姉妹の兄弟あるも久しく全く往來文通なく、其所在現狀全く不詳、實母方にも兩親なく四兄、一妹ありて長兄末兄は共に府下大島町一丁目に樽製造職をなし中の二兄は何れも鍛冶職工にして、一妹は他家に嫁し何れも生活豊かならず、兄弟中には心身異常者不良遺傳と認むべきものなく、四兄は皆大酒家なり。

一、就學する迄の狀況

明治四十四年七月二十八日に府下大島町一丁目に生れ、父母の手に育てられ大正六年四月本人六歳の時實父が工場にて足部負傷が因で死亡せし後九歳迄母と共に實母の實家にあり、其間二ヶ年計り母親は他家に女中奉公し本人及弟は實母の兄夫婦の手に育てられしも伯母には子供なきに關らず、本人を邪魔視せる傾ありし外順調に育つ。

一、學校狀況

八歳四月より十歳六月迄大島第一尋常小學校に入り、三學年一學期就職先仕事の都合により、長期缺席せる以來登校せず、九月遂に退學す。學科成績は二學年を通じて普通乙にして操行も乙何

等特別の事件なし。

一、職業状況

本人九歳の時實母再嫁(弟妹一人を連れ子として)したる爲本人のみを母の實家伯父(樽職)に預け學校の餘暇小僧として仕事見習し十歳にて學校退學後は引續き十四歳(大正十三年七月)迄樽職見習をなし月一圓位の小使錢を支給さる、其他に就職せず。

一、要保護事由

大正十三年七月前後數回に休日同職小僧と共に外出し、本人のみ活動見物などし歸宅時間遅くなりし爲、野宿せしことあり、其都度實母の再嫁先なる深川千田町附近に至り遊び居るを實母に發見され伯父方に連れ戻せしも、遂に度重なる内、十三年十一月砂町小學校に忍び入り生徒の羽織帽子の窃取を初とし、深川千田町木材會社に忍び入り金五圓、砂町某家より十圓餘、深川區黒江町臨海小學校にて生徒の外套を窃取之を自着する如き、不良行爲に陥り扇橋署に檢舉され説諭の上實母に引き渡され扇橋署より保護方依頼を受く。

一、保護経過

保護開始大正十三年十一月二十八日
保護打切大正十四年三月四日

第一回 十一月廿八日實母方及伯父方につき調査せし所本人惡化の原因につき、實母は伯父夫婦達が本人を酷使するものとし、最早感化院に入れるの外なしと切望するに反し、伯父方にては實母が餘り本人を過愛する爲落附き仕事せず、却つて家出の度本人の意の儘にせしため悪友を近づけしものと信じ其間意見の相違あり、本人は伯父方に歸ることを欲せ

ざるも協議の結果、一先づ伯父の意に隨ひ一應伯父方に於て十分保護をなし、其経過を見ることとなせり。

第二回 十二月一日伯父方につき経過調査せしに別狀なく。

第三回 六日兒童研究所に於て審査すべく、同行せんとせしに既に二日伯父方を家出し、所在不明につき搜索せしむ、之により伯父も遂に感化院入院方を切望するに至れり、依て本人發見次第之を協議會を経て入院手續をなさんと伯父實母ともに協議す、廿三日に至り本人銚子在笹川の得意先に來るとの電報ありしも、實母風邪にて病床にあり繼父は生活のため一日も休む能はず、伯父は既に實母との意見衝突により本人の事につきては一切耳もかさざるに及び直ちに迎ひに行く事出來ざるため、再び本人の行衛不明となる。

第四回 爾來實母病氣重態にて意の儘にならず、其儘となり居り二月中頃迄全く消息不明。

第五回 二月廿四日に至り洲崎署に檢舉され十三年暮に銚子在の得意先を出でしより銚子町に於て、不良行爲數回なし市内に入り浮浪をなし居る内、深川區木場町古石場等にて數回に現金のみの窃盜なし其金額三回に貳百餘圓に及び、之を以て活動飲食の費用に充て木場町の積材中に露宿せしこと判明す。

第六回 之より先きに十三年十一月扇橋署より、具申書提出中につき其旨洲崎署に通知し直ちに本人を引き取り、東京市幼少年保護所に一泊せしむ。

第七回 翌二十五日本人同行兒童研究所協議會にて協議せんとしたるも、實母重病にて立會ず、

止むなく母親缺席の儘國立感化院入院適當と認め直ちに其由實母の了解を求める及入院方手續す、本人は國立感化院に入院送置迄東京市幼少年保護所に收容せんとせるも之を極めて、忌嫌するに依つて却つて實母宅に置けば安全とし十分意を含め、即日實母に引き渡したるに實母も重態ながら、喜んで其責を果さんとし假入院の許可を待つ。

第八回 其間隔日に家庭訪問なし意見をなし逃走を避けしめるべく努力せり。
第九回 三月二日假入院許可となれるを以て三日送致すべく、實母宅に至れば又々早朝母親の目覺めざる内家出し不在、直ちに實弟(十二歳)を伴ひ心當りを終日搜索せるも所在不明。

第十回 翌四日再訪問せし所前夜半實母の元に歸り、學校(感化院の事)に行き度しなど云ひ學生服を着し待ち居れり依つて之を同伴國立感化院に入院送致するを得たり。
此の間伯父實母の意見衝突のため不和となり、伯父の無責任、繼父の生活に餘裕なきと事件に對し責任感念なく、實母長く風邪が因で重態にあり爲に事毎に順調を缺き伯父繼父に責任の一端を負ふべく極力説けるも遂に理解に至らず、實母孤立の儘國立感化院入院の結果漸く伯父繼父共に始めて其無責任なる事を謝するに至る。
茲に於て形式上の保護打切となし、其後感化院の保護に委任することゝせり。

番
ケ
ース 第 號 別性 男
當時年齢 十四歳

續柄	年齢	健否	職業	収入	教育程度
祖父母	七八歳	足惡シ	～隠居	家賃若干	
實父	七九歳	健			
實兄	五〇歳	同	無職	ナシ	小學卒
六人	二五歳	同	西洋家具商	百圓以上	小學卒
一人	二三歳	同	職工	九十圓位	小學中退
	一四歳	同	無職	ナシ	

一、住居及環境
家屋は表通りに面せる木造二階建にして五室二十畳五人の家族にして自己所有に係る、別に店を出さず又同居人を置かず、食ふに差支へなき程度に於て至て平靜なる生活を營む。

一、家族狀況

右の内實父は大正五年以來家出浮浪の生活を續け實母は四年前死亡す、又長兄夫婦は別居して西洋家具商を營み祖父母に折合はず、唯祖父母と次兄夫婦と本人との五人暮しなりとす。

一、血族狀況

實父の姉妹五人あり皆嫁す、母方不詳。

一、就學する迄の狀況

本府に於ける児童保護状況とその経過

生れて間もなく父母共に織物工場に共稼ぎして手不足なりしが爲め里子にやられたるも里方にては大いに愛せられる、四歳頃里親より歸りしもこの頃既に實父は頑固を以て鳴る祖父に抗して争を續け種々複雑せる事情ありて罪に問はれ大正五年以來六年間刑に繫がる、然るに實母は夫服役中も工場に通ひて子供を養育すると共に少からぬ貯金をなし慰めの手紙と共に只管夫の歸りを待ちつゝありしが其の甲斐もなく某に誘惑されて不倫に墮し貯へし金も捲上げられ剩へ病を得て一時非常の貧窮に陥り本人は一時路頭に於て新聞賣子をなせるの事實ありかくて夫が刑満ちて歸る頃實母は良心に責められつゝ敢なくも施療病院に於て悲惨なる死を終へたり時に本人十歳なりき實母死亡後本人は祖父母の膝下に引取られ薄倅兒として非常に愛撫せられ何不自由なく暮すに至りたるも漸次增長せる彼は屢々祖父母の金を盗み出して費消し學業を嫌ひて學校を休むことを覺え、遂に十二歳の時廢學す、一方實父は刑餘の身を諸所に奉公先を求めて浮浪し頑固なる祖父は極道者不幸者として遺産も與へず家にも置かず、今日に至る。

一、學校狀況

實母と共に在りし時某地の小學校を二年迄終へ三年生よりは祖父方より通學す、尋常三年生の時の成績は三十二人中二十七番の惡成績にて一年間二十四日の缺席あり、尋常四年になりては五月より殆んど登校すること稀にして遂に無断退學す、家庭に就て之を聞けば本人は學問が大嫌ひにて學校に行くと稱しては途中遊び暮して歸宅せるなりと云ふ、遂に放任の狀態となれるものなり學校にても可なり心配せるらしく某篤志家が本人を自宅に置き自信を以て感化を試みたるも本人

は金錢を窃取して神戸に走れるの事實ありて其他種々感化矯正を試みたるも何れも效なし。

一、職業狀況

小學校を尋常四年にして無断退學後十二歳の六月知人たる某家「大工職」の許に奉公に行くこととなり二年間勤続すされど仕事と稱する程の仕事はさせられずこゝも至て樂に愛撫せられつゝ暮せる如し、されど本年六月に至り不良行爲のため警察に捕へられたるにより名譽に關するとして解雇せらる、雇傭方を本員よりも交渉せるも肯んせざるは今迄屢々不良傾向ありしが故なるべし。

一、要保護事由

右家大工方奉公中主人の名を以て品物を詐取し他に賣却せんとして發覺し警察の手に捕へられ間もなく兒童は保護者に引渡されたるも事件は本員の手に移り右兒童に對する保護行爲を開始す。

一、保護経過

第一回 本人の家庭狀況は寛に亂脈にして兒童の境遇甚だ憐れむべきものあり、實父あれども更に親します、唯彼を眞に愛撫する所のものは慈愛零れる祖父あるのみ、本員訪問の際の如き我が仕事を直觀せるものと見ら頭を疊にすりつけ極道者の息子（實父）は最早如何ともし難けれどもせめてチビ（本人）はお上の力にて救て下されたしと懇願し感謝の眼を瞬く、附近一體に昔より頑固爺を以て勇名を走せたる祖父も可愛き孫の身の上を思ふては此の如し。

第二回 會々刑餘の身を四國巡體に赴き漸く歸宅せる實父は本員の呼出に應じて兒童を同伴して

役所に本員を訪問し來れるにより實父とも種々懇談せる所其の身の上話亦甚だ同情すべきものありて陰慘なる氣分に襲はる。今回の四國巡禮の際の如き幾度か斷崖絶壁より一思ひに身を投げて死せんかと思ひしとなり。されど底まで苦しみ抜かねば死は與へられざるを如何せん、親に容れられず世に容れられず子に親します廣き天地に身を容るべき所なき刑餘の實父の談は眞に人の腸を抉るものあり、罪あるものはかくも責めらるべきものか。罪あるものは遂に赦されざるものか。

第三回 児童に關しては協議會を開くこととなり、その結果感化院送致とせずして今度本人の希望する西洋家具商に奉公せしめんことに決す。唯難問題は扱て然らば何處に適當なる雇主を見出して之に委託すべしに存す、長兄方は祖父承知せざるを以て望無し。
第四回 先づ最初に交渉せるは専門學校出の人によりて經營さるゝ家具商にして教育的に本人を預り呉れるやう談じたる處前に不良兒を引受けて懲りしせる後とて體裁よく拒絕せらる。

第五回 こゝより他に紹介を得たるもこれは餘りに大規模にして児童の監督に宜しからず。

第六回 更に轉じて某氏に交渉したる處横濱なる某木工所を紹介せられその適所なることを確かめたるにより萬事打合せをなしたる後八月十日本人と其の叔母とを伴ひて木工所に委託す、この叔母なる人は相當教養ある如く見受けらるゝも児童に對して虚勢を張り應待の如き祖父の信頼的なるに對し警戒的虛勢的態度なりしが今や着々として仕事を實行の上

に現はし児童委託の場面まで進み來り且つ家庭の内情を凡て知悉するに至れる本員にしてはグイの音も出ず唯々諾々として隨ひ来る、木工所に至りては主人と面會し種々木工所の内情主人の氣質覺悟等を確かめたる上本人を委託すべく充分信頼して可なりとの確信を得たるを以てこゝに完全に委託行爲を了して引上げ、児童保護に着手してより委託まで一ヶ月餘経過す。

第七回 稔來本員より屢々手紙を以て雇主に児童將來に關し呉れども懇願する所あると共にその返事によりて祖父方にも其後の經過を報告す、祖父よりも感謝に満ちたる禮狀あり児童よりも返信あり、最近來れるもの次の如し、全文そのまゝ掲ぐ。

お手がみはありがとうございます。

私は無じでいつしよけんめいにやつてゐます。
大いへんなれどきましたから木をひいたりさしてもらつてゐます。

おやかたの内でしんぼうをしますからごあん心くださいさよなら。

尙本人はこゝ數年間監督保護するを要す唯目下の處安住の奉公先を得て仕事を樂しみつゝあるは實に喜ぶべし、願はくはこの健全なる狀態をして今後も長く續かしめ児童將來に豊かなる幸福と平和あらんことを祈りてやまず、彼の長き一生を救ふ健全なる土台の建設に吾人努力しつゝありと思へば児童保護事業たるや亦貴重なりといはざるべからず。

本童取扱者たる本員にとり児童と共に眼前に浮び来る所のものは珠數を手にして佛前に額すける白髮の祖父の姿なり天命を知りて信仰に輝く眼なり、木工所委託のため児童を伴ひて家を出る際止めても尙暑からむとて我が側より風を送る手をやめざりし祖父門口遠く出で行く可愛き孫の後姿を獨り何時までもノノ往來迄不自由なる足を引摺りて児童を見送くる祖父の涙ぐましき光景は何時迄も忘れ得ざる印象なりとす。

番号 第號
ケース

別性 男

保護着手
當時年齢 十五歳

一、住居及環境

家屋は木造平家建長屋の一戸、間数は三間、拾疊半と店先、家賃十五圓、家族人數七人、同居人なし、家屋の内外不潔、室内裝飾なく庭園なし、附近一帯小店铺多く密集す。

一、家族狀況

族柄	年齢	健否	現在職業	月収入	教育程度	備	考
實父	廿九歳	健	電氣工夫	七〇圓	尋小卒		
繼母	卅八歳	死					
二繼母	卅六歳						
二繼母	廿九歳						
子	十五歳						
同	同	健	駄菓子屋	三〇圓	尋三中退		
女	同	工	一四圓	五〇錢	尋六卒		

長男	本 母 妹	異 母 弟 妹	同 同 同	十五 歲	十五 歲	十五 歲	十五 歲
同	同	同	同	同	同	同	同

一、血族狀況

父方に於ては父の兄二名あり何れも農業者して心身異常なく、不良遺傳なく、飲酒せず祖父は六十四歳にて死亡し祖母は六十五歳にてせんそく病にて死す。

母方に於ては兄一人あり多少怠惰者の性にて健在す別に職業なし祖父母不詳。

一、就學する迄の狀況

父二十四歳母二十三歳の時安産す、發育狀況普通にして母乳十分なりしも十七ヶ月目に母と生別し後ち父の従弟の家に預けらる四ヶ月目には又た家を別にする父の従弟の家に預け替へられ三ヶ月後當時父は後妻を迎へしかば一旦父母の許に引取り繼母は本人を連れて毎日父と共に工場に働き三ヶ年間此の状態を續け大正四年五月繼母は双兒を生み産後の病氣にて死亡せしかば又た本人を兄(父の實家)の家に預け大正五年一月第二の繼母を迎へしも五月本人を其儘兄の家に止とめ置き父母は九州大分に行き、電氣工事に就き働き居りしも同六年二月同縣佐賀の關町に移轉し此處にて本人を兄の家より引取り此年大正六年本人を此町の小學校に入學せしむ。

一、學校狀況

本人は大正六年四月佐賀市某小學校に入學已來三ヶ年間に四回轉校せり次の如し。

學 校 名	通 學 期 間	年 級	學 科 成 績	操 行	最 良 學 科	最 悪 學 科	缺 席 理 由
佐賀ノ關小學校	大正六年四月 同年七月三月	一一二	乙	乙	圖 畫	算 術	缺席ナシ
戸畠小學校	同 年 八 月	二	同	同	同	同	移轉ノ爲メ
若松小學校	同 年 八 月	二	同	同	同	同	同
小倉小學校	同 年 九 月	二一三	同	同	同	同	同
足立小學校	同 年 九 月	三	丙	同	同	同	同
			丙	同	同	同	同
			同	同	同	同	同
			同	同	同	同	缺席多ク退校セラル

一、職業状況

大正十一年六月父の紹介に依り筑後府中町某下駄屋小僧として住込ましむ。仕事時間は一定なく賃金は小遣錢位、同職人の小僧三名あり、三ヶ月後同年八月主家の金を窃取し解職せらる。

一、要保護事由

大正六年小學に入學後父の金錢を時々持出し活動寫眞を見物し夜遅く歸宅すること時々あり翌七年七月戸畠小學校に轉學せしめ翌八年若松市の某家に五ヶ月間預けられ同地の小學校に入學已來時々不良行爲あり、同年父は小倉市外に一家を構へしかば本人を引取り轉學間もなく又た足立小學校に轉學せしめしも無斷缺席多く三年級にて退校せらる、大正九年八幡製鐵所商人某家（父の兄嫁の弟の家）に一ヶ月預けたりしに十圓札一枚、一回に、五圓札一枚一回に机の上にありしを窃取し友人と活動寫眞を見物し又たは買喰を爲し残金は家の後に積みある薪の中に隠蔽し置しも

發見せらる、此際父の許に引受く十ヶ月間養育せられ其の後安藝國の姉（本人の叔母）の家に三ヶ月計り預けられ一旦父の許に歸へり十年十二月八日迄居りしも父の生家（父の兄）に預けられ月備後府中町某下駄やに奉公し二ヶ月にて又た父の實家に歸へり後ち兄の次の兄の家に預けられ震災前迄居りしも九月二日此の叔父より旅費小使を貰ひ單獨にて上京、現在の父の許に來たるそれより十三年二月迄自宅にて子守を爲し二月附近の護謨工場に就職せしめしも工場に行かず常に活動寫眞の見物にて家人を胡摩化し居りしを父に發見せられ直ちに某署の紹介にて某店に奉公せしも何となく厭はれ此家を飛び出し上野公園、九段境内、淀橋方面を浮浪野宿し四月九日某署の通知に依り家に引受くるも同二十九日又た家出の儘歸宅せず附近に野宿し居りしを五月四日某署に發見せられ拘留せられたりしを本員の手に引受る。

己上摘要すれば本人は轉々居所を代へること十五回其の間適當なる保護者を得ず加うるに人を異にする繼母に二回育てられ上京後も父母を異にする兄弟三種類ありて家庭良からずかゝる不幸の状態に常に居かれたり依て協議會の結果適當なる保護者の許に一定の職業に就かしめ徐々に規則的生活に入らしむることなり次の保護を開始す。

一、保護経過

保護開始、大正十三年五月二十九日
保護打切、同十四年十月二十五日

第一回 大正十三年五月二十九日神田某菓子店に就職保護教育を依頼す。

第二回 職業に熱心、經過良き方。

第三回 履主の通知に依り訪問の處九月二十六日主人不在中商用の爲め外出中其儘歸宅なく依て

自宅に両親を訪問せしも自宅にも歸り居らず協力捜索に決す。

第四回 行衛不明中の處四日間後自宅に歸へり居れり依て本人を同伴し已前の菓子店に再度依頼す、四日間は府下某方面に浮浪野宿せりと。

第五回 前回再度依頼せし翌日又もや逃走、直接自宅に歸へり居れり歸宅の理由を尋ねしに同職人の折合悪しく居堪へずとの事にて事情調査に決す。

第六回 菓子屋を訪問、主人に面接同職人間の折合に就き聽取の處意外にも本人は他の小僧より虐められたることを認めたり。

第七回 當分自宅に保護依頼に決す。

第八回 某紹介所にて適當なる菓子店小僧の就職口を搜索す。

第九回 京橋区内三軒の菓子店に照會調査を爲す。

第十回 右菓子店調査の結果何れも適當と認められず依て實父と同伴紹介所の紹介に依り神田某製本家を訪問本人の教養依頼に適當と認め本人の意向聽取の上保護依頼を爲す。

第十一回 無事勤務に勉勵し居れり性行良き方。

第十二回 本人の自宅両親を訪問し本人公休日歸宅の日に於ける両親の取扱方、本人の娛樂状態

交友状態に就き注意を爲す。

第十三回 保護被依頼者を訪問、本人は眞面目に勤務す、同職人間の折合悪しからず性行も良き方。

第十四回 両親宅を訪問、歸宅の際に於ける交友状態其他経過良好の方。

第十五回 職業に熱心、性行良、同職人間の折合良、未だ油斷ならず。

第十六回 公休日は必らず他に遊びに行かず自宅に歸へり両親に面接することを何より樂しみとせり此の日は兄弟を連れ附近活動見物を爲す。

第十七回 保護依頼先を訪問、経過良好。

第十八回 自宅を訪問、経過良好。

第十九回 経過益々良好。

第二十回 十三年十月本人を現在の保護者に依頼し初めしより満一ヶ年何等の不良性行を認めず成績良好の故を以て本人の保護打切となす。

一、住居及環境

家屋は木造二階建長屋にて間數は四間疊數は二十一疊家賃は不明なるも上記の家屋の二階を借聞し借賃月二十圓也本人の家族人數は三人間貸人家族二名合せて五人家屋の内外は普通にて新開道路に直面屋外は新築家屋のみなり。

一、家族状況

ケース
番號 第 號

性 別 男

保護着手
當時年齢 十五歳

本 人	實 母	父	年 齡	讀 柄	健 否	現 在 職 業	月 收	教 育 程 度
一 五 同	三 七 同	四 一 健	左 官	製 糸 工 場	五〇	高 等 一 年	小 學 四 年	
					三〇	高 等 一 年 在		

一、血族状況

父の姉年齢四五歳健康仕立職母の姉十九年前三十二歳に死亡外になし。

一、就學する迄の状況

本人は兩親と共に七歳迄原籍佐渡に養育され七歳の時兩親は老父母に本人を委託して大阪に居を構へ越て翌年八歳の八月(小學一年)老父と共に大阪の兩親の許に行く。

一、學校状況

最初一年は生地佐渡に入學し後大阪の小學校に入學震災時兩親東京に引越せしを以て本人も同道す時に十三歳それより東京市外某尋常高等の小學校を卒業す、學科全部乙缺席なし。

一、職業状況

本人十四歳(大正十三年十一月)高等小學一年に入學中なるも本人の希望により左官の見習に住込なす十五歳(大正十四年一月)逃走す、今年三月或通信社(月二〇圓通勤)に給仕に行くも四月一日社員の積立金を持て逃走す。

一、要保護事由

八歳の時より老父と共に一日中友人となり(實父母は生活の爲一日働き居り)或は活動飲食の習慣のつきしものならん、今年二月左官奉公中主人の簞笥中より金拾圓と昨年十一月金箱より金十四圓餘盜み重に活動寫眞飲食をなす、最近或通信社に給仕中(四月一日)社員の金五〇圓九十錢を持って逃走し大阪東京を三回往復して大阪の新世界の活動と淺草の活動とを見て兩親の許に歸らず該盜みし金員漸く消費し終る頃兩親の家の近くに来て刑事に捕らる某警察署の願により當廳に引き取り扱ふ。

一、保護経過

第一回 大正十四年四月十五日東京府兒童研究所にて知能検査をなす。(年齢十三歳五ヶ月心齢十二歳四ヶ月指數九二)審査會にて兩親の保護の許にあつて晝間は大井隣保館に通勤する事となる。

第二回 大井隣保館にて一週間目に現金三十圓盜取せんとせる處を發見せられたるも實父及隣保館職員の意見にて無事に治まり七月に至る。

第三回 七月二十二日母方祖母危篤にて兩親と共に生國佐渡に歸り十日間位にして再び上京す。

第四回 これより先六月中旬本人大分善良に傾けると思惟して夜學高等科に通學なせし程にて今度は實父の希望もあり一時通勤替の意味にて七月下旬より西巢鴨町某會の住込給仕となる、此處に再び現金を盜み淺草象潟署に保護され池袋保護所に一時收容さる。

第五回 遂に國立武藏野學院に入院す。

ケース番號 第號

別性 女

當時年齢 十五歲
保護着手

家屋は木造二階建長屋にて、間數は四間、疊數は十七疊半、家賃は二十二圓、其の内一間は他人に貸貸し、人數は本人の家族四人に間借りの家族三人、合せて七人、家屋内外は極めて非衛生的にして、庭園等は勿論なし。住居附近は細民地區にて、不良住宅櫛比す。

一、家族狀況

續柄	年齡	健否	現在職業	月收入	教育程度
實兄本	父二 母五 一五同	六二 四同	貸蒲團業 家事手博 自轉車職工 ゴム縫製造	不定 ナシ 一〇〇圓 二〇圓	假名ヲ讀ミ得ル程度 尋常四年中途退學 尋常一年修了
守	十三歲三月—十五歲三月	鴻運臺	四年間一〇圓	ナシ	
罐詰製造	一月十五歲一月—十五歲二月	本所區松代町	日給 六〇錢	一〇時間	
糸緑り	同	深川區猿江裏町	不定	一〇人	桂庵 年期が明ケテ
硝子製造	不不明	同	日給 八〇錢	不定	知人 友達ニ誘ハレテ
瓶製造	同	同	日給 七〇錢	九時間	三人 友達 厲ニナリテ
ゴム縫製造	十五歲九月十三日—十五歲九月二十六日	同	一二時間	不明	四〇人 同 同
			二〇人	同	就職中
				同 同 同 同	住込 通勤 通勤

一、血族狀況

父の弟妹四人あるも皆健在。母の第三人居り、内一人は汽車にて轢死し、他は健在。父方の父は中風にて死亡し、母は喘息にて死亡す。母方の父は胃腸病にて死亡し、母は老衰病にて死亡す。

一、就學する迄の狀況

本人は深川區猿江裏町にて生れ、出産時異常なく、母乳にて育てられ、三歳にして歩き始め、言

葉も其の頃より出で、發育中異常なく、兩親の膝下にて生立ちたるものなり。

一、學校狀況

八歳の四月東川尋常小學校第一學年に入學し、九歳の三月轉居の爲退學す。學科成績丙、操行乙最良學科なし、最惡學科全料、缺席理由病氣。

一、職業狀況

仕事ノ種類	就職期間	所 在 地	賃 金	仕事時間	同職人數	紹介者	轉職又ハ解職理由	住込力
子 守	九歲三月—十三歲三月	鴻運臺	四年間一〇圓	不定	ナシ	桂庵	年期が明ケテ	住込
罐詰製造	十三歲三月—十五歲一月	本所區松代町	日給 六〇錢	一〇時間	一〇人	友達ニ誘ハレテ	通勤	通勤
糸緑り	十五歲一月—十五歲二月	深川區猿江裏町	不定	三人	同	友達	厭ニナリテ	通勤
硝子製造	同	同	日給 八〇錢	九時間	四〇人	ナシ	同	通勤
瓶製造	同	同	日給 七〇錢	一二時間	不明	同	同	通勤
ゴム縫製造	十五歲九月十三日—十五歲九月二十六日	同	二〇人	同	同	就職中	同	同

一、要保護事由

本人は十五歳の春頃より活動寫眞が好きになり、同年四月午前九時頃、自家の簾笥の中より現金三圓を取出して、友達と共に淺草公園に行き、三友館にて活動寫眞を見物し、午後五時頃歸途に着きたるも、兩親に叱責されるゝを恐れて、友達の家にて遊び居り、午後十時頃歸宅せり。本人は同年五月現金三圓三十錢を所持して使に行き、其の儘友達と共に本所の錦糸館に活動寫眞を見物

し、午後十時頃歸宅せり。本人は同年六月自分で働きたる賃金五圓を所持して、友達と共に淺草公園に行き、手提、帶留、ハンケチ、紙入等を買求め、現金一圓を餘して歸宅したる所、兩親より厳しく折檻され、遂に堪へられず夢中になり、自分の髪の毛を根本より切り落して詫びたりとのことなるが、其の後本人は髪の毛なきを悲観して、仕事に行くことを嫌ひ、幾度も轉職せりとのことなり。兩親の子供に對する態度は、繼親が繼子に對するよりも尙冷酷にして、本人を叱る時の有様は恰も警官が泥棒でも捕縛する時の如く、繩にて縛り上げて打たり蹴たりする爲近所の評判となり、遂に警官の知る所となりたるものなり。

一、保護経過(保護開始、大正十一年九月二十六日)

第一回 不良の原因は、本人の智能が普通児より低き所へ、友達に誘はれたる爲にて、之れに處する兩親が全く無理解にて、只徒らに事後厳しく折檻するのみにて、之れを指導する方法を知らざりし爲故、本人の悪化を除くには、兩親をして、子供に對する取扱方を改めしむる事が最も肝要なりと信じ、極力此の點に力を注ぐ事にし、暫く家庭に於て経過を見る事にせり。

第二回 大正十一年十月五日家庭訪問、本人は其の後一日も缺勤なく、ゴム毬製造工場に通勤し居れり。

第三回

大正十一年十月二十七日家庭訪問、本人は其の後も別條なく工場に通勤し居れり。

第四回

大正十一年十一月十日家庭訪問、本人は其の後も異常なく通勤中なり。

第五回 大正十一年十一月三十日家庭訪問、本人は其の後も異常なし。

第六回

大正十二年一月十二日家庭訪問、本人は其の後も異常なし。

第七回

大正十二年四月五日家庭訪問、本人は其の後も異常なく通勤中にて、近所の者も感心し

兩親も喜び居れり。

第八回 大正十二年五月十日家庭訪問、家人不在。

第九回

大正十二年五月十一日家庭訪問、本人は其の後も異常なし。

第十回

大正十二年六月三十日家庭訪問、本人は保護以來経過良好にて、一回の不良行爲もなく、兩親も子供に對し以前より幾分寛かになり、保護を開始してより十一ヶ月目にて

殆ど保護の必要を認めざる迄に至りたるを以て、保護者に充分注意を與へ、保護を打切る事にせり。

ケース番號 第 號 別性 男 當時年齢 十六歳

一、住居及環境

家屋は木造二階建店舗にて、間數は二間、疊數は十六疊、家賃は三十圓、庭園なきも、家屋内外の衛生状況は比較的良好の方なり。住居附近は商家櫛比し、店舗前は電車通す。

一、家族状況

續柄	年齢	健否	現在職業	月収入	教育程度	備考
實父	四六	健	下駄商	一五〇圓	讀ミ書キ出來得	
實母	五二	病身	家事手傳	ナシ	同	
本人	一六	健	ナシ			
弟	一三	同	同	同	尋常六年卒業	目下神經痛ニ罹ム
	九	同	同	中學一年在學	尋常三年在學	

一、血族状況

父の弟一人あり、健在なるも大酒家なり。母に姉一人弟一人あり、皆健在。父方の父は大酒家なりしが、痰にて死亡し、母は感冒にて死亡す。母方の父は脳溢血にて死亡し、母は心臓病にて死亡す。

一、就學する迄の状況

本人は深川區西森下町にて生れ、出生時異常なく、母乳と牛乳にて育てられ、二歳の時歩き始めたるも、言葉は遅れ、四歳頃より發す。實父母の手に育てられ、五歳の四月より七歳の三月迄幼稚園に通へり。

一、學校状況

本人は深川尋常小學校第一學年に入學し、十三歳の三月卒業す、學科成績乙操行乙最良學科なし、最惡學科體操。

十三歳の四月中央商業學校第一學年に入學したるも、一年を二回落第したる爲、十五歳の三月退學す。

一、職業状況

就職したる事なし。

一、要保護事由

本人は小學校卒業後、商業學校に入學したるも、一年を二回続けて落第したる爲、退學したるが其の頃より親の言ふ事も聞かず、家業の手傳もせず、毎日ゴロゴロ遊び居る故、十五歳の十一月父親の舊主人なる福島縣郡山町渡邊寅吉方に預け、十六歳の五月迄同家に居たるも、母親病氣の爲、呼戻したる所、歸宅當時はよかりしも、日を経るに従ひ、又々親の言ふ事を聞かず、毎日ゴロゴロ遊び居り、使に出せば其の儘活動に入り、夜は十一時過ぎでなくば歸らず、叱れば家に歸らぬ爲、兩親も持て餘し、相生署の人事相談部に説諭方を申出でたるものなり。

一、保護経過(保護開始、大正十二年六月十九日)

第一回 本人は智能が普通児より餘程遅れ居る事を發見したる爲、兒童研究所にて智能検査をなしたる所、智能は尋常の下にも足らぬ程度にて餘り精神を勞せぬ手技ならば、熟練によりてどうやら一人前の職人になり得べし(年齢 15 $\frac{1}{2}$ 指數 83 心齢 12 $\frac{1}{2}$ 検査年月日 大正 12年7月7日)との事故、保護者に其の旨を通じ、本人の取扱方に就て種々注意し、暫く家庭に於て経過を見る事にせり。